

大阪市内にお持ちの空き家の解体・リフォーム・購入をお考えの皆さまに

りそな 空き家専用ローン

大阪市所在物件限定



金利
(変動金利)

大阪市所在物件 かつ 下記キャンペーンサイトから申込まれたお客さま は
優遇金利 (通常金利※1 から▲1.700%) が適用されます。 ※1:りそな空き家専用ローン 通常金利
※2:2026年10月1日現在

無担保で
最大**1,000万円**まで

ご返済期間は
最長**15年**まで

空き家解体・
リフォーム・購入に

お借入可能額: 10万円~1,000万円 ご返済期間: 1年以上15年以内

お申込み方法



以下の専用URL (左記QRコード) より、お申込みください。

エントリーコード
【 **ECRAT10000A** 】

※専用申込フォームを経由せず、エントリーコードを入力しないで申し込まれた場合は、金利特典の対象となりません。
<https://www.personalloan.resonabank.co.jp/applicant/campaign/page?ic=0084&ec=ECRAT10000A&cc=0084>

大阪市の空き家対策の取り組み

空き家は、管理不全により安全、景観、防犯等の面で近隣住民の生活環境に支障をきたす特定空き家等の問題をはじめ、増加することにより地域コミュニティの衰退やまちの魅力の低下など、地域に影響を及ぼします。そのため、大阪市では、より地域・住民に近い区役所を拠点として、地域や専門家団体、NPO及び金融機関等の多様な主体と連携を図りながらその対策に取り組んできました。その取組の一環で大阪市では、市内に空き家を所有または管理する皆さまを支援するため、株式会社りそな銀行と「空き家等対策の推進に関する連携協定」を締結しております。(2026年9月30日)

City of Osaka
大阪市

りそな銀行
RESONA

二者が取り組む内容

空き家等の発生の抑制や空き家等の適正管理及び利活用に関する対策を推進することを目的に

- 1 空き家等の発生の抑制並びに所有者等による空き家等の適正管理及び利活用の促進に役立つ金融商品の開発・提供を行い更なる推進を図る。
- 2 空き家等対策に関する施策を広く周知するための広報・周知活動を行う。

この連携に基づき、りそな銀行では大阪市内の空き家を対象に
りそな空き家専用ローンを借入される方に対して**金利の引き下げ**を実施しております。



りそな銀行

りそな空家専用ローン 商品概要

ご利用いただける方	日本国内にお住まいで、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ■お申込時の年齢が満20歳以上満66歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 ■継続安定した収入のある方 ■保証会社の保証を受けられる方 ※パート・アルバイトの方もお申込みいただけます。ただし、学生・専業主婦(主夫)の方はお取り扱いできません。
お使いみち	空家購入資金・空家リフォーム資金・空家解体資金・当該資金使途に付帯する費用 ※賃貸目的を含む事業用・投資用の物件に伴う費用はお取り扱いできません。 ※リフォーム・解体資金(付帯費用含む)はご本人を施主とする資金に限ります。
ご利用可能額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※一括または初回お借入日より3か月以内に3回までの分割でお借入れも可能です。
ご返済期間	1年以上15年以内(1年単位)※据置期間を含みます。 ※分割でお借入れ中は元金返済は据置となり、利息のみのお支払となります。
お借入金利	変動金利方式(年2回、4月1日・10月1日のローン基準金利を基に7月・1月に見直し) ※現在の金利は窓口またはホームページの金利情報をご覧ください。
ご返済方法	毎月元利均等返済(ご返済日はご契約時に任意の日をお選びいただけます) ※ボーナス時の増額返済も併用可(ボーナス時返済分は融資金額の50%以内)。
担保・保証人	当社所定の保証会社(りそなカード株式会社・株式会社ドコモ・ファイナンス・株式会社オリエントコーポレーション)をご利用いただきますので、別途の担保・保証人は不要です。 ※保証料は当社がお客さまからいただく金利の中から保証会社へ支払うため、不要です。
団体信用生命保険	お借入金利に年0.3%を上乗せいただければ、任意でご加入いただけます。
遅延損害金	年14.0%の割合(年365日の日割計算)
大阪市所在物件金利特典	大阪市所在物件かつ当社所定の申込方法(専用申込フォーム経由・エントリーコード入力)にて申込まれた方 店頭表示金利より 年▲1.700%

※お申込みに際しては、所定の審査がございます。審査結果によっては、ご要望にそえない場合もございます。なお、審査の内容につきましてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。※住宅ローンご利用者金利特典と大阪市所在物件金利特典の併用はできません。※当社所定の基準により金利特典をご利用いただけない場合もございます。※制度の改正や金融情勢等により金利特典を見直す場合や、お取扱いを取止めることもございます。

空家をお持ちの方へ向けた支援制度等のご案内

空家利活用改修補助事業

空家家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する用途への改修工事等に係る費用の一部を補助いたします。

耐震診断・改修補助制度

民間戸建住宅等の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事・解体(耐震除却)工事に係る費用の一部を補助いたします。

狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度

密集市街地における狭い道路に面した古い木造住宅の解体費用の一部補助いたします。(対象エリアにより補助要件が異なります。)

補助制度等、空家管理に利用できる支援制度を紹介しています



【問合わせ先】大阪市 都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口 ☎06-6882-7053

被相続人居住用家屋等 確認書に関する問合わせ先

空家の発生を抑制するための特例措置 (空家の譲渡所得の3,000万円特別控除)



被相続人のお住まい(空家)を相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合に、その譲渡所得の金額から3,000万円まで特別控除を受けることができます。

【制度に関する問合わせ先】お近くの税務署までお問い合わせください。
【被相続人居住用家屋等確認書に関する問合わせ先】
対象となる譲渡物件の所在する区の空家家相談窓口
くわしくは、ホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeika-ku/page/0000406808.html>) をご覧ください。

各区空家相談窓口一覧

各区空家相談窓口一覧

大阪市では、倒壊等の危険や衛生上有害、景観を損なっているなど、放置することが不適切な状態にあると認められる特定空家等の対策を早急に進めるため、各区役所に相談窓口を設けています。
空家家に関するご相談は、各区役所の担当部署に お電話をいただくか、窓口までお越しください。

